

5. 第一種事業に係る計画段階配慮事項並びに  
調査、予測及び評価の手法

## 5. 第一種事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法

---

配慮書作成に係る実施手順について、「福井県環境影響評価技術指針」（平成11年6月最終改正平成25年、福井県）（以下、「指針」という。）では、始めに複数案を設定し、環境影響を及ぼすおそれがある要因を抽出の上、その要因により影響を受けるおそれがあるものを環境要素として、影響の重大性を考慮し選定することとしており、また、選定した影響要素について調査を既存文献の整理・解析を基本として行い、必要な水準が確保される手法で予測を行い、複数案の比較や基準等との対比による評価を行うとされている。

一方で、環境影響評価法に基づく基本方針（基本的事項）等では、原則として既存資料を用いて簡易な手法により調査、予測及び評価を行うことが示されており、また、影響要因や環境要素の抽出にあたっては、方法書以降の段階で環境保全措置により回避・低減が可能と考えられるものや、影響が可逆的であったり、短期間であったりする項目については、配慮書段階で重大な影響として取り扱わないこととすることができるとしている。

なお、工事については、計画熟度が低い段階では工事による影響の把握が困難な場合もあることに留意しつつ、工事による影響の重大性に着目し、必要に応じて選定するとされている。

これらを踏まえ、本事業について、計画段階影響要因の抽出、計画段階配慮事項の選定及び計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の整理を行った。

### 5.1 計画段階影響要因の抽出

第一種事業特性に基づき、環境影響を及ぼすおそれがある要因（影響要因）は、指針の第4の内容、別表第4及び別表第5を参考として選定した。

環境影響を及ぼすおそれがある要因（影響要因）としては、「土地又は工作物の存在及び供用」中の「施設の存在」、「施設の稼働」を選定した。なお、「工事の実施」の区分については、焼却施設の建設やそれに伴う造成については一般的な工事であり特殊な工事を行うものではないこと、また、計画熟度が低く工事の影響の把握が困難なことから選定しないこととした。

### 5.2 計画段階配慮事項の選定

指針の別記様式に示される影響要因と環境要素の関連表に基づき、今回抽出した影響要因を踏まえ、重大な影響を受けるおそれがある環境要素を選定した。選定した計画段階配慮事項は、表 5.2-1に示すとおりである。

選定した理由は表5.2-2に示すとおりであり、また、複数案によりその影響に差異があることも考慮した。

なお、重大な影響を及ぼすおそれがある影響要因及び影響要素として選定しなかったその他の項目についても、方法書以降の段階で環境影響評価の項目として選定を行うこととしており、現時点で想定される影響要因及び評価項目を参考まで併せて示している。

表 5.2-1 計画段階配慮事項と環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施			ごみ処理施設 土地又は工作物の存在及び 供用			
				建設機械の稼働	資材等の運搬に 用いる車両の走行	掘削工事及び切土・盛 土・造成工事	施設利用車両の走行	敷地の存在	施設 の存在	施設 の稼働
環境の自然的 構成要素 の良好な状 態の保持	大気環境	大気質	硫黄酸化物							●○
			窒素酸化物	○	○		○			●○
			粉じん等	○	○	○	○			●○
			石炭粉じん							
			ダイオキシン類							●○
			その他の有害物質							○
		騒音および 振動	騒音	○	○		○			△
			振動	○	○		○			△
			低周波音							△
	悪臭	悪臭							○	
	水環境	水質	化学的酸素要求量等							
			土砂による水の濁り			○				
			ダイオキシン類							
			有害物質							
			水温							
		水底の底質	ダイオキシン類							
			水底の堆積状況等							
		地下水	地下水の水質							
			地下水の水位・流れ							
		その他	富栄養化							
	流向及び流速									
	土壌環境 および その他の 環境	土壌	土壌汚染							
		地盤	地盤沈下							
		地形および 地質	重要な地形及び地質な らびに特異な自然現象							
その他		日照阻害								
生物の多様 性の確保お よび自然環 境の体系的 保全	動物	重要な種および 注目すべき生息地	○		○		○			
	植物	重要な種および重要な 群落			○		○			
	生態系	地域を特徴づける生態 系			○		○			
人と自然と の豊かな触 れ合いの確 保	景観	主要な眺望点および景 観資源並びに主要な眺 望景観					○		●○	
	人と自然との 触れ合いの 活動の場	主要な人と自然との触 れ合いの活動の場					○		○	
環境への負 荷	廃棄物等	廃棄物							○	
		建設工事に伴う副産物			○					
	温室効果ガス等	二酸化炭素							○	
		その他の温室ガス								

備考 ●：配慮書段階で計画段階配慮事項として選定する項目 ■：配慮書段階で抽出した計画段階影響要因  
○△：方法書段階で選定する環境影響評価の項目（△は本事業の特性を考慮し、参考項目外から選定）

表 5.2-2 計画段階配慮事項の選定理由

項目		選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気質	施設の稼働	ごみ処理施設の稼働に伴い発生する排ガス中に含まれる大気汚染物質により、周辺地域において重大な影響を及ぼすおそれがあり、複数案（煙突高さ）により影響に差異が生じることから、計画段階配慮事項として選定した。
景観	施設の存在	施設の存在に伴い身近な景観が変化し重大な影響を及ぼすおそれがあり、複数案（施設配置、煙突高さ）により影響に差異が生じることから、計画段階配慮事項として選定した。

### 5.3 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法

計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は表 5.3-1に示すとおりである。

表 5.3-1(1) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
大気質	施設の稼働	調査すべき情報	(1) 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及びダイオキシン類の濃度の状況 (2) 気象の状況 地上気象（風向・風速）
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及びダイオキシン類の濃度の状況 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理による。 (2) 気象の状況 最寄りの気象観測所における測定結果の収集、整理による。
		調査地域	大気汚染物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、最大着地濃度出現距離を含むように事業実施想定区域から半径約3kmの範囲とする。
		予測の基本的な手法	ブルーム式による短期予測計算等により、高濃度が発生しやすい気象条件における複数案の最大着地濃度の比較及び最大着地濃度出現距離等について予測する。
		予測地域	調査地域に同じ。
		評価の手法	予測対象への重大な影響の有無を確認する。また、複数案間による影響の程度について差を比較整理する。

表 5.3-1(2) 調査、予測及び評価の手法（景観）

項 目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
景観	施設の存在	調査すべき情報	景観資源及び主要な眺望点・主要な眺望景観の状況
		調査の基本的な手法	既存資料の収集・整理及び現地踏査による。
		調査地域	施設の存在に伴う景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施想定区域から半径約3kmの範囲とする。
		予測の基本的な手法	眺望点と施設との位置関係を整理し、簡易なフォトモンタージュを作成して視覚的に表現するとともに、仰角及び水平見込角を算出し影響について予測する。
		予測地域	調査地域に同じ。
		評価の手法	予測対象への重大な影響の有無を確認する。また、複数案間による影響の程度について差を比較整理する。